**平成２５年（フ）第１０８６号**
京都市西京区上桂北ノ口町244番地　ノースビレッジ208、前住所京都市左京区浄土寺上馬場町117番地１　ファーイースト白川通201
債務者　井上　愛理
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第１０８８号**
京都府京田辺市大住八小路９番地
債務者　樺井寿美恵
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第１０９０号**
京都府久世郡久御山町市田大領２番地７
債務者　長住かおり
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第１０９７号**
京都市中京区壬生森前町26番地
債務者　古高　知世
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第１０９９号**
京都府宇治市木幡南山畑37番地の９　マンションＴ＆Ｓ303号、前住所京都府八幡市下奈良１丁地24番地の１　フリーデンＩ103
債務者　川本千恵美
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第５２１号**
兵庫県尼崎市御園３丁目19番19号　渡辺文化、前住所兵庫県尼崎市善法寺町14番２号
債務者　東谷美津枝
１　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２５年（フ）第１０１号**
鳥取県鳥取市商栄町115番地６　ウィンディハウス303号、旧住所鳥取県鳥取市西町２丁目102番地　フロイントビル303号
債務者　長谷　充康
１　決定年月日時　平成25年10月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　鳥取地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第２５９号**
愛媛県伊予郡松前町大字北黒田984番地６　ドルチェ・マンダリーノＢ201号
債務者　渡部　弘基
１　決定年月日時　平成25年10月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　松山地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第２６５号**
愛媛県松山市中央１丁目11番５号　サントノーレ中央204号
債務者　松本　静香
１　決定年月日時　平成25年10月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　松山地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第２６８号**
愛媛県東温市見奈良1461番地
債務者　上山由香里
１　決定年月日時　平成25年10月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　松山地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第２７４号**
愛媛県東温市井内甲1307番地５
債務者　田村　耕一
１　決定年月日時　平成25年10月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　松山地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第２７６号**
愛媛県松山市保免上２丁目11番16号　アドヴァンス保免401号
債務者　黒河　仙成
１　決定年月日時　平成25年10月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　松山地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１８３号**
福岡県久留米市津福本町1693番地90　グリーンハイツ津福102号、前住所福岡県久留米市津福本町2190番地10　ファミリーハイツ津福Ａ棟201号
債務者　野口　武介
１　決定年月日時　平成25年10月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　福岡地方裁判所久留米支部

**平成２５年（フ）第１８４号**
福岡県久留米市津福本町1693番地90　グリーンハイツ津福102号、前住所福岡県久留米市津福本町2190番地10　ファミリーハイツ津福Ａ棟201号
債務者　上津原まゆみ
１　決定年月日時　平成25年10月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　福岡地方裁判所久留米支部

**平成２５年（フ）第７７号**
福岡県田川市新町21番１号
債務者　小松　佐織
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　福岡地方裁判所田川支部

**平成２５年（フ）第２３０号**
佐賀県佐賀市木原１丁目18番17号
債務者　坂本　真実
１　決定年月日時　平成25年10月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係